



発行 東京都

目次

130

条 例

- 職員給与に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…一
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三

条例のあらまし

●職員給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇〇号）

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
 - 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇一号）
- 一 期末手当の支給月数を改定します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇二号）

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇三号）

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表を次のように改める。

職 員 の 区 分		割	合
一 前項に掲げる職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの	六月に支給する場合	百分の百三十	百分の百二十
	十二月に支給する場合	百分の百二十	
二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下この条において「行(一)四級職員」という。）又は指	百分の百十	百分の百	

定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)四級等職員」と総称する。)

三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)

四 指定職給料表の適用を受ける職員	百分の七十	百分の六十五
-------------------	-------	--------

第二十一条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の下欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

百分の百三十	百分の百二十
百分の百十	百分の百
百分の百	百分の九十
百分の七十	百分の六十五

を

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

に改め、同条第三項中「割合の欄の上欄

中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」を「中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百一号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百七十五」との下に「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百二号

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百七十五」との下に「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百三号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表を次のように改める。

職員の区分	割		合
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	
一 前項に掲げる職員のうち二に掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百二十	
二 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百十	百分の百	

第二十四条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百三十	百分の百二十
百分の百十	百分の百

を

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五

に改め、同条第三項中「割合の欄の上欄中

「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中」「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中」「百分の百五」とあるのは「百分の六十」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

